

意見書

今定例会最終日に、「アスベスト（石綿）」による健康被害に対する救済と総合的な対策を求める意見書」などの2議案の意見書を上程し、全会一致で可決しました。可決した意見書は、内閣総理大臣をはじめ関係機関に送付しました。

なお、意見書の内容は、次のとおりです。

オウム真理教教団（アーレフ）に対する「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」に基づく「観察処分」の期間更新を求める意見書

オウム真理教教団は、松本サリン事件、地下鉄サリン事件をはじめ、無差別大量殺人を行うなど凶悪な犯罪を重ねてきました。アーレフに名称を改めた現在でも、全国各地で活動を活性化しております。

オウム真理教（アーレフ）は、信者約1650人を有し、その勢力の拡大に向けた勧誘活動が活発化の兆しがあります。また、地域住民の不安を解消するため組織の透明性、安全性を積極的にアピールする一方で、指導体制を固めながら、麻原彰晃こと松本智津夫の教義に沿った布教活動や資金獲得活動を展開して

おり、麻原彰晃を絶対視する教団の体質や閉鎖的かつ欺瞞的体質に変化がないものと思われま

す。現在の「観察処分」は、平成12年2月に始まり、3年経過して平成15年2月に更新されましたが、その期間更新も平成18年1月末に満了いたします。「観察処分」が再度更新されませんと、教団は「国から安全な団体と認知された」として、布教活動など、宗教活動を装った教団の活動がさらに積極的に展開することは明らかであります。

こうした中で八潮市では、オウム真理教（アーレフ）に対する抗議行動など、懸念を取り組みを行っておりますが、地域住民の生活の不安感、恐怖感が払拭される状況にありません。

このことから、現在もおオウム真理教（アーレフ）は、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第5条に規定する観察処分要件に該当すると考えます。

八潮市民は、安全で安心な市民生活や平穏なまちづくりを構築するために、「観察処分」の期間更新が必要であり、「観察処分」の再度の期間更新を強く求めるのであります。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。平成17年8月12日

提出先 埼玉県八潮市議会
内閣総理大臣 法務大臣 公安調査庁長官 公安審査委員会委員長

アスベスト（石綿）による健康被害に対する救済と総合的な対策を求める意見書

作業現場でのアスベストの飛散防止を盛り込んだ「特定化学物質等障害予防規則（特化則）」が施行された1972年、旧労働省が職員や業者向けに出版した特化則の解説書の中で「大気中にアスベストを放出すると、労働者への中毒や障害のみならず、公害をもたらすことになる」と明確に指摘しています。

また、代替品の開発の遅れや国の対応の遅れも明らかになりました。アスベスト被害の深刻さが日を追って明らかになるにつれて、職場で接触していた人の死亡者数の増加のみならず、家族や工場周辺の住民の発病例も報道されています。

そうした中で、クボタの旧工場（兵庫県尼崎市）の周辺住民約30人の中皮腫による死者が出ているのではという衝撃的な情報も寄せられ、公害型の被害が広がっています。

八潮市内においても、昭和63年3月頃に大型倉庫に多量のアスベストが保管され、常時、搬入・搬出され、大型車両による路上や駐車場で荷積み作業が行われ、アスベストの梱包が破れたために、多量のアスベストが風下にある住宅地域に飛散していた事実が発覚しました。当時、保管倉庫の運輸業者と関係住民及び埼玉県東部環境事務所

と八潮市民生経済部環境保全課が同席のもと、アスベストへの対応策を数度にわたり業者に申し入れをしました。

事業主は、一旦アスベスト保管倉庫を移転する計画（1年後位に）を、関係住民へ提示したものの、事業主は約束を守らず、以後、県によるアスベストの測定をはじめ、年に数回の巡回指導による改善勧告や移転指導を繰り返していましたが、一方的に約束を守らず、平成6年6月頃に突然移転し、移転先不明の状態です。

現在、関係住民の間に、過去にアスベストにさらされていたことによる健康不安がつのつています。

以上のことから、国において次の項目の早急な対応策を強く要望いたします。

- 1 アスベストを扱っていた工場や倉庫などの周辺住民に対する定期的な健康診断を実施すること。
- 2 アスベスト関係者への健康障害の予防、治療や労災認定・保険給付の迅速化をはかること。
- 3 アスベストを扱っていた工場・保管倉庫等の周辺住民の健康被害についての実態調査とその結果を報告すること。
- 4 アスベストを使用した公共施設や民間施設への除去費用の助成制度を創設すること。
- 5 アスベストを使用したと思われる施設の実態調査の実施及び情報開示をすること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。平成17年8月12日

提出先 埼玉県八潮市議会
内閣総理大臣 財務大臣 厚生労働大臣 文部科学大臣 経済産業大臣 国土交通大臣 環境大臣

要望書

アスベストに関する要望について
埼玉県建設一般労働組合八潮支部 支部長 本間勤也

質疑

8月3日の本会議において、次の5議案について、質疑を行いました。

- ① 議案第64号 平成16年度八潮市一般会計歳入歳出決算の認定について：事業系ごみ処理手数料が減収傾向にある原因など
- ② 議案第76号 平成17年度八潮市一般会計補正予算（第3号）：語学指導助手の民間委託など
- ③ 議案第80号 平成17年度稲荷伊草第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）：設計業務委託の内容など
- ④ 議案第86号 八潮市公の施設の指定管理者の指定の系統等に関する条例について：指定管理者の候補の選定など
- ⑤ 議案第88号 八潮市老人福祉センター設置及び管理条例等の一部を改正する条例について：学童保育所条例第2条の定員欄削除の理由など

委員会構成

平成17年第3回定例会の最終日に議員提出議案「八潮市議会委員会条例の一部を改正する条例」を追加議案として上程し、全会一致で可決しました。

平成17年第1回定例会において、議員定数を26人から24人に削減を図ったことにより、今回の条例の一部改正は、各常任委員会の構成人数が8人ずつに変更となるものです。

議案

議案第95号 八潮市名誉市民の選定について
名誉市民として、藤波彰氏（ふじなみ あきら、大字南後谷763番地）の選定に同意しました。

議案第96号 八潮市教育委員会委員の任命について
教育委員会委員として、秋山孝一氏（あきやま こういち、中央二丁目12番地1）の任命に同意しました。

推薦第1号 八潮市農業委員会委員の推薦について
平成17年8月23日付けで、農業委員会委員の任期が満了となるため、次の4人の方々の推薦を決定しました。

- 大山喜一氏（おおやま きい ち、八潮四丁目25番地8）
- 渋谷義政氏（しぶや よしまさ、緑町四丁目16番地1）
- 大山清一氏（おおやま せい いち、大字南川崎337番地1）
- 小倉日出男氏（おぐら ひで お、大字木曾根464番地2）